

※赤字が追記部分です。

取り組み	内 容	関連課等
5. 障がい者の就労支援	電話・来所・訪問等により、就労相談、就労能力等に関するアセスメントや就労準備、職場見学や職場実習の調整、求職支援、就職後の職場定着や職場生活の中で生じる課題に対するフォローアップ、加齢に伴い職業能力が低下したかたに対する就労継続支援事業への段階的な移行等について、関係機関と連携を図りながら相談・支援を行う。	障がい福祉課
6. 子育て情報の発信や子育て支援施設等の充実	ホームページやSNS、「にこにこ」子育て応援ガイドで子育て情報の提供を行う。また、子育て支援施設（児童館、子育て支援センター、つどいの広場）等、幼児親子や児童が安全に遊べる場所や相談の場を提供する。	子ども支援課
7. 子育て支援ステーション事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、切れ目のない支援を行う拠点として、妊産婦や乳幼児を支えるとともに、子育てのサポートをする。	子ども支援課
8. 児童福祉に関する相談体制の充実	児童福祉に関する相談に対し、子ども家庭総合支援拠点を中心に関係機関と連携し、相談者に対応・支援する。児童虐待に対して、関係各課との連携・情報共有を図り、保育の提供を行う。また、11月には児童虐待防止推進月間によるオレンジリボン運動の一環として、展示や横断幕等による啓発を行う。	子ども支援課 すこやか課
9. 市民に身近な保健福祉情報のネットワークづくり	保育所送迎時や個人面談等の保護者と接する機会を利用し、保育所での生活を伝えながら、日々の子育ての困りごとや相談を受ける。保育所入所手続の問診の際に保育所を訪れた時や、保育所園庭開放等を通じて、来所する保護者の相談にも対応する。	すこやか課
10. 公立保育所園庭開放事業	公立保育所6か所の保育所開所時間内に、地域の就学前の親子に園庭や保育室等を開放する。子どもは保育園児と一緒に遊び、親は子育ての悩み等を保育士に相談することが出来る。	すこやか課
11. 親の学習（就学前のお子様をお持ちの保護者対象）	子育て中の悩みや不安を抱えている保護者に向け、保護者同士の情報交換・共有の場を提供する。話し合うことで、それぞれの家庭に合った子育ての方法を見つけ、家庭教育の充実を図る。	青少年課 生涯学習課

施策の方向性② サービス提供体制の充実

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域 みんなでできること]

- 必要なサービスが利用できる環境づくりが重要です。
- 福祉サービス事業者は、利用者や地域からの信頼を得ながら、適切な福祉サービスを提供することが求められています。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

- 必要なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めるとともに、地域包括ケアシステムの推進に向けて、関係機関の連携を進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. 地域包括ケアシステムの推進	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進する。	長寿いきがい課 介護保険課 健康推進課
2. 在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護資源把握及び課題抽出と対応策検討を行い、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築推進、関係者の情報共有支援、相談支援・研修会の開催や、地域住民への普及啓発、関係市区町村連携を行う。	長寿いきがい課 介護保険課 健康推進課 障がい福祉課 国保年金課
3. 地域ケア会議の充実	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点とし、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築等を行うことで、個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図る。	長寿いきがい課

施策の方向性② バリアフリーのまちづくり

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人々でできること]

○だれもが生活しやすく、移動しやすいまちづくりをめざして、日常生活環境におけるバリアフリー化を一層進める必要があります。

○道路や施設だけでなく、だれもが必要な情報を適切な手段で得られるよう、情報バリアフリー化の推進も重要です。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○道路や施設のバリアフリー化とともに、だれもが利用しやすい情報バリアフリー化も進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. バリアフリーの地域づくりの推進	店舗等について、だれもが利用しやすいようにバリアフリー化を奨励し、地域住民へ周知していくことを推進する。	ふくし総合支援課 商工観光課
2. 情報のバリアフリー化の推進	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 ^{※1} などを踏まえ、障がい者や高齢者等に対する情報のバリアフリーの推進に努める。 日常生活用具給付事業として、障がい者に対し、情報・意思疎通支援用具を給付する。また、磁気ループの設置、要約筆記者・手話通訳者等の派遣・養成を図る。	障がい福祉課 長寿いきがい課
3. 広報・ホームページの充実	広報紙では、ユニバーサルデザインフォントの導入、「手話・要約筆記、磁気ループあります」のマークや「声の広報」等により、だれもが読みやすく必要な情報を得られるように提供する。ホームページでは文字や画像を拡大したり、読上げをする機能ソフトを導入し、高齢者や視覚に障がいのあるかたも含め、だれもが情報等を得られるようにアクセシビリティを向上させる。	広報課